

県からのお知らせ

要介護高齢者の住まいの改修をお考えの方へ

(住まい環境整備支援事業について)

1 住宅のバリアフリー化改修等に対し助成しています

要介護高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができるように、車いす対応のバリアフリー化等の改修工事に対し助成を行います。

2 助成内容

- (1) 対象者 在宅で生活する要介護認定を受けた方のうち、
①要介護度3～5の方
②認知症や障がいにより在宅生活が困難な要介護度1～2の方
- (2) 助成額 上限80万円(補助金の算定方法および自己負担割合は各市町で異なるため、各市町の窓口にご確認ください)

(3) 対象となる主な住宅改修

住宅内で車いす等を利用して生活する場合に必要な改修工事など

- ・廊下、トイレ、浴室等の拡幅 ・移動改善のための扉新設
- ・洗面台、流し台、蛇口取替え ・居室周辺へのトイレ移設
- ・階段昇降機の設置 ・水洗式ポータブルトイレ設置時の給排水工事 等

※県が実施する他の補助金により整備された家屋は対象外です。

※新築・増築工事および賃貸物件に対する改修工事は原則対象外です。

※介護保険(住宅改修費)の給付対象部分への重複支給はできませんが、一つの改修工事の中でそれぞれの対象部分の同時施工は可能です。

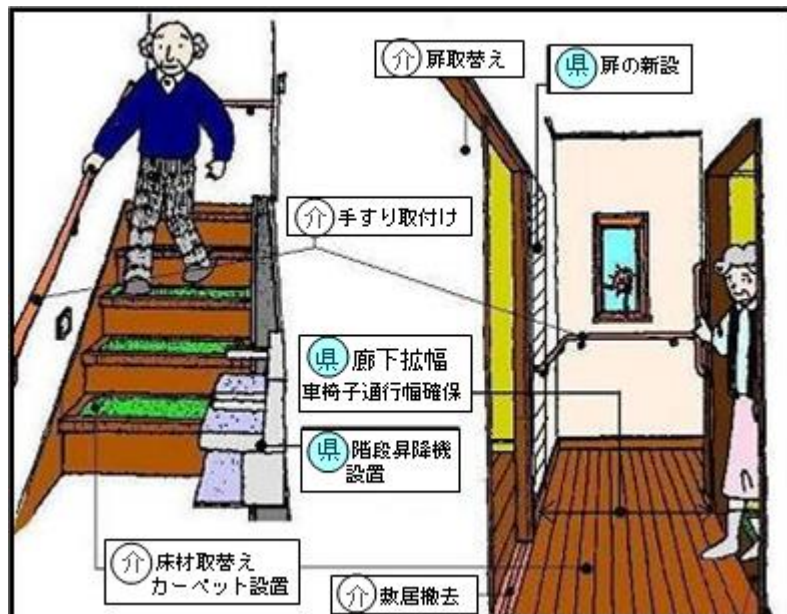
改修イメージ

〔廊下・階段の例〕

県: 助成対象

介: 介護保険対象

「住まいのチェック表」
(裏面)もあわせて
ご覧ください!



○制度に関するお問い合わせ先

福井県健康福祉部長寿福祉課 地域包括ケアグループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0330 FAX 0776-20-0642

URL <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/sumaikannkyou.html>

○利用申請の問い合わせ先

福井県 住まい環境

検索

助成申請については、裏面の各市町高齢福祉担当課にご相談ください。

住まいのチェック表

住まいでお困りの点はありませんか？
簡単なチェックをしてみましょう

- トイレやお風呂などが狭く、出入りや介助が困難である。
- 玄関や廊下が狭く、車いすでの通行が困難である。
- 洗面台やガス台、調理台の高さが合わず、使いづらい。
- 浴室、洗面所、流し台等の蛇口が使いづらい。
- 2階の居室に行きたいが、階段を上るのが危険。
- 移動距離を短くするため、新しく扉を作りたい。
- 居室からトイレまでの移動距離が長い。
- 電気スイッチの位置が高く使用しづらい。
- ヘルパーさんが居室に直接入れるような勝手口があると助かる。
- 水洗式ポータブルトイレを使用したい。
- 移動用リフトをレンタルして使いたい、設置する壁や床の強度が心配。

いくつチェックがありましたか？

該当項目については「住まい環境整備事業」の助成対象となる場合があります。
住み慣れたご自宅で安全・安心な生活が続けられるよう、次の相談窓口・お住まいの市町担当課またはご担当のケアマネジャーに相談してみましょう。

【各市町のお問い合わせ先・利用申請先】

市町名	担当課	TEL
福井市	地域包括ケア推進課	0776-20-5400
敦賀市	長寿健康課	0770-22-8124
小浜市	高齢・障がい者元気支援課	0770-64-6014
大野市	健康長寿課	0779-65-7333
勝山市	健康体育課	0779-87-0888
鯖江市	長寿福祉課	0778-53-2219
あわら市	健康長寿課	0776-73-8022
越前市	長寿福祉課	0778-22-3784
坂井市	高齢福祉課	0776-50-3040
永平寺町	福祉保健課	0776-61-3920
池田町	保健福祉課	0778-44-8000
南越前町	保健福祉課	0778-47-8007
越前町	介護福祉課	0778-34-8710
美浜町	健康福祉課	0770-32-6704
高浜町	保健福祉課	0770-72-5887
おおい町	地域包括支援センター	0770-77-2770
若狭町	福祉課	0770-62-2703